

## 生駒市介護老人保健施設「やすらぎの杜 優楽」介護予防通所リハビリテーション利用約款

### (約款の目的)

第1条 生駒市介護老人保健施設「やすらぎの杜 優楽」(以下「当施設」という。)は、要支援状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の主旨に従って、利用者が可能な限り自宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、介護予防通所リハビリテーションサービスを提供します。利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスの対価として利用料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

### (適用期間)

第2条 1 本約款は、利用者が介護老人保健施設介護予防通所リハビリテーション利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。ただし、利用者の身元引受人に変更があった場合、同意書記載事項に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項のほか、本約款、別紙1及び別紙2の改訂が行われな限り、初回利用時の同意書の提出をもって、繰り返し当施設の介護予防通所リハビリテーションサービスを利用することができるものとします。

### (身元引受人)

第3条 1 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

①行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。)であること

②弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を請求額の100%の範囲内で、利用者と共に連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

②介護予防通所リハビリテーション利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。但し、遺体の引取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、利用終了の意思表示をすることにより、本約款に基づく介護予防通所リハビリテーションサービス利用を解除・終了することができます。なおこの場合において、利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者又は身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく介護予防通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。

- ①利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ②当施設において定期的実施される入退所等検討委員会において介護予防通所リハビリテーションサービスを終了することが妥当と判断された場合
- ③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適当な介護予防通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- ④利用者又は身元引受人が、本約款に定める利用料金を2カ月以上滞納し、その支払いを催促したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
- ⑤利用者又は身元引受人が、当施設、当施設の職員又は他の施設利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

- 第5条
- 1 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護予防通所リハビリテーションサービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金を基に計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。ただし、当施設は、介護保険法等の改正、利用者の経済状態に変動があった場合は、上記利用料金を変更することがあります。
  - 2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、当該月の料金の合計額の請求書及び明細書を送付し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該月の料金の合計額を指定日までに支払うものとします。
  - 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、第1項に定める利用料金の支払を受けたときは、利用者及び扶養者が指定する送付先に対して、領収書を送付します。ただし、領収書は再発行しませんので、大切に保管してください。

(記録)

- 第6条
- 1 当施設は、利用者の介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後、5年間は保管します。
  - 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、又は謄写を求めた場合には、原則として必要な実費を徴収のうえこれに応じます。ただし、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り必要な実費を徴収のうえこれに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害のおそれがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を診療録に記載することとします。

(秘密の保持)

第8条 1 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び身元引受人から、あらかじめ同意を得た上で行うこととします。

- ①介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、又は適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ②介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時及び事故発生時の対応)

第9条 1 当施設は、利用者に対し、当施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合は、協力医療機関又は協力歯科医療機関の診療を依頼することがあります。この場合医療保険の適用となります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護予防通所リハビリテーションサービスでの対応が困難な状態と判断した場合又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項に定めるほか、利用者の心身の状態が急変した場合及び施設利用中の事故発生時には、当施設は必要な措置を講じるとともに速やかに利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。また、事故発生時には速やかに関係市町村にも連絡します。

(褥瘡対策)

第10条 当施設は利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備します。

(衛生管理等)

第11条 1 利用者等の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとします。

2 施設において感染症の予防、又は感染症が発生した場合にはまん延しないように必要な措置を講ずるものとします。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者等が各事業の提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとします。

- ①食中毒の防止のため、なまものを持ち込まないこと。
- ②火気の取扱いに関しては、職員の指示に従うこと。
- ③設備及び備品の利用に当たっては、破損しないよう大切に扱うこと。
- ④他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。

(要望、苦情等の申出)

第13条 利用者及び身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護予防通所リハビリテーションサービスに対しての要望、苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、施設長あての文書により所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(損害賠償)

- 第14条
- 1 介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に伴って当施設の責めに帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対してその損害を賠償するものとします。
  - 2 利用者の責めに帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合は、利用者及び身元引受人は連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(利用約款に定めのない事項)

第15条 本約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。